



著名人をかたったSNSの “なりすまし広告”で 詐欺多発



■ その広告、著名人の“なりすまし広告”ではないですか？

最近FacebookやInstagramといったSNSで、著名人の写真とともに「儲けたい人に朗報！あの有名な〇〇が投資教室を開催」などとうたった広告を見る機会が増えていませんか？その広告は本人に無断で顔写真や名前を使用した“なりすまし広告”である可能性が非常に高く、広告をクリックするとLINE等の友達登録やグループチャットに誘導され、暗号資産の取引、また投資目的の振込や送金をしてしまう詐欺被害が多発しています。

「著名人である〇〇さんの儲け話を聞いてみたい」などと興味本位で広告をクリックするのは危険なので絶対に避けましょう。

■ 投資をする前に様々なリスクを知ろう

「投資」には、利益を得られる可能性があると同時に損失を出す可能性がある、というわかりやすいリスクだけでなく、すぐに換金ができるかなど、初心者にはわかりづらい様々なリスクが潜んでおり、思わぬ損失が生じることもあります。申し込み時や運用中にかかる手数料等がどの程度かかるのかなどもよく確認をする必要があります。

「投資」は損をする可能性があるからといって、必ずしも避けたほうが良いというものではありませんが、今の生活や将来に悪い影響が出るような投資をすることは避けましょう。

■ 不安な時は事前に相談しよう

SNS等で投資勧誘を受け、不安に感じた時には取引・契約をする前に、まずは金融サービス利用者相談室までご相談ください。

金融庁 金融サービス利用者相談室（平日 10:00~17:00）

電話：0570-016811 または 03-5251-6811

特殊詐欺対策！

電話機等の

購入費用を補助



事例

NTTを名乗る男性からの電話で、〇〇で購入した商品料金が未払いと言われ、色々質問されて独居であることや自宅に通帳があることを答えてしまった。親戚が警察に連絡し被害はなかったが、その後、電話機に特殊詐欺防止装置を取り付けた。

■ 被害を未然に防ぐためのポイント！！

- ATM でお金が返ってくることは、絶対にありません
- 公的機関の名前を出されても信用しない
- 電話でお金の話が出たときは、一人で判断せず必ず家族等の誰かに相談する
- 常に留守番電話に設定しておく
- 迷惑電話防止機器を利用する

■ 特殊詐欺対策電話機等の購入補助

神戸市では、高齢者に対する特殊詐欺被害を未然に防ぐ取り組みとして、特殊詐欺対策電話機等を購入する費用の一部を補助しています。

特殊詐欺対策機能 | 呼び出し音が鳴る前に自動で相手に対し通話を録音すること等のメッセージを流す機能と通話内容を自動で録音する機能。

対象者 | 申請時点で神戸市にお住いの65歳以上の方（対象者と同居の方も申請可能）

補助金額 | 固定電話機 10,000円（上限）、外付け機器 5,000円（上限）
※1世帯1台限り ※購入額が上限に満たない場合は購入額

申請受付期間 | 2024年4月1日～2025年1月31日まで（※先着順で受付、予算上限に達し次第終了）

申請方法 | 補助対象機器を購入後、申請書類の提出
※申請には、書類提出や補助金対象になる機器などの要件がありますので、必ず一度 HPや電話で詳細を確認の上、機器を購入してください。

● **神戸市総合コールセンター**（年中無休 8:00～21:00）
電話：078-333-3330 または 0570-083330
FAX：078-333-3314

● **神戸市HP▶**

特殊詐欺対策電話機等の購入補助についてはこちらをチェック



定期(継続)コースになっていませんか？

ネット通販 申し込み前の チェックリスト



■「お試し価格」や「大幅な値引き」の広告には注意が必要です！

「初回限定〇〇円」とうたった広告から申し込みを行ったことで、「申し込んだつもりがなかった2回目以降の商品が届いた」「解約したいが業者に連絡がつかない」といったトラブルの相談が消費生活センターに多数寄せられています（事例：初回限定980円のダイエットサプリの広告を見てクレジットカード払いで1箱注文したつもりだったが、約2万円の商品が3カ月ごとに届く定期購入になっていた）。

このようなトラブルに巻き込まれないよう、次のチェックリストを参考にしましょう。

■【ネット通販申し込み前のチェックリスト】

申し込みしようとしているのは、1回限りの購入か、それとも定期・継続コースかによってチェックのポイントが異なります。

①最初の1回だけ購入を申し込む場合

- ☐ 本当に、一回だけの格安価格ですか？条件は付いていませんか？

②定期(継続)コースを申し込む場合

- ☐ 2回目からの商品価格、その際の送料などは確認しましたか？
2回目以降は初回と異なり、値引きのない高額な価格設定となっていたり、初回無料の送料が購入者負担になっているケースもあります。

③1回購入・定期(継続)共通の大切な確認ポイント

- ☐ 解約・返品ができる場合の条件を確認しましたか？
解約の連絡はいつまでに、どういう方法で申し出るのか。返品の場合、送料はいくらかかるのか、確認しましょう。
- ☐ 利用規約を確認し、**「最終確認画面」をスクリーンショットで保存**しましたか？

「この電話は2時間後に停止します」

自動音声を使った 特殊詐欺に注意！



■ 自動音声を使った特殊詐欺の増加

大手通信会社などの「自動音声」を装う特殊詐欺の新たな手口が、全国的に急増し、警察が注意を呼びかけています。

■ いきなり自動音声で電話がかかってくる新しい手口

「2時間後にこの電話が使えなくなる」「携帯電話が不正使用されている」などの自動音声ガイダンスが流れ、「お問い合わせは【1】番を押してください」と指示されます。その後、指示通りに番号を押すと、オペレーターなどを名乗った人物が実際に電話に出て、電話料金・電気代・インターネット利用料の未納など、様々な事柄で個人情報聞き出しやお金を請求してくる、というような詐欺の手口が増えています。

「電話が使えなくなると困る」という消費者心理を巧みに利用しており、2,000万円以上の被害も報告されています。

このような不審な自動音声は、自宅の固定電話だけでなくスマートフォンにかかってくる場合もあります。**突然の料金請求や音声ガイダンスには従わず、電話を切りましょう。**

また被害にあった場合は、すぐに警察に相談しましょう。

悪質商法や契約トラブルなど、 消費生活に関する相談は **神戸市消費生活センター**へ

電話相談

消費者
ホットライン **188**

平日：9:00～17:00（平日は078-371-1221でもつながります）
土日祝：10:00～16:00（（独）国民生活センターにつながります。12/29～1/3除く）

オンライン
相談

神戸市消費生活センターホームページの相談入力フォームより。初回のみ受付。
引き続き相談をご希望の場合は、電話で伺います。

来訪相談は事前予約制。まずは電話にて相談を伺いますので、
来訪日時を相談員と決定してください。
神戸市中央区橘通3-4-1 神戸市立総合福祉センター5階
平日：9:00～16:30（12/29～1/3除く）

消費生活センター
ホームページ



よくある相談事例
やトラブル情報は
こちらをチェック

オンライン相談



ホームページから
オンラインで相談